

その他

	該当頁
1. 事業用定期借地権の期間設定の柔軟化 1
2. 建物表題登記における添付建物図面の様式規格の緩和(A3版サイズの容認) 1
3. 公有地の拡大の推進に関する法律の届出義務の見直し 2
4. イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定 2
5. インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止 3
6. 「健康保険組合の規程変更届」の電子申請システムでの受付 3
7. 官民連携によるインフラ輸出の推進 4
8. 無償資金協力の見直しによる官民連携の推進 4
9. 会社等の法人設立時における公証役場での定款認証手続の管轄廃止 5
10. 原動機付自転車1種(排気量50cc未満)の时速30km制限の撤廃について 6
11. 行政書士法人の設立要件緩和 6
12. 車庫規制の緩和 7
13. 行政書士のワンストップ手続きの法改正で経済の高速化 7
14. 社会保険料の算出方法の変更 8
15. インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止 8
16. イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定 9
17. 商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除 9
18. 国際運転免許証 10
19. 消費者庁表示対策課のソーシャルゲーム業界に対する行政指導について 10
20. 医療機器・医薬品の厚生労働省と農林水産省との管轄について 10
21. 固定資産税の家屋評価補助業務の民間委託促進について 10
22. 消防ホース結合差込金具の規格の統一 11
23. 高校新卒者の就労促進のための運転免許制度の見直し 11
24. 補助金・委託費の複数年化等の制度および運用の見直し 11
25. 日本語学校の法的位置付けの明確化 12
26. 道路使用許可証の携帯義務の見直し(コピー所持の容認) 12
27. 労災保険関係成立票の大きさに関する制限の緩和 12
28. 公衆の立ち入らない場所での建設業許可票・労災保険関係成立票の掲示義務の緩和 13

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
1	3月22日	5月2日	事業用定期借地権の期間設定の柔軟化	<p>【具体的内容】 貸主と借主の双方が合意した場合には、10年未満の期間であっても事業用定期借地権の設定を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 現状、事業用定期借地権は、貸借期間が10年以上30年未満の場合に、公正証書等によってのみ設定することが可能。10年未満の借地権を設定する場合は、双方の合意があっても定期借地権契約を設定できない。事業用定期借地権の設定は、確実に更地となって返却されることから、遊休地などの活用に極めて有用である。しかしながら、遊休地によっては10年以上の長期間にわたって自社使用しないとの見通しを持ってないケースもあるため、事業用借地権の設定を選択することができない。 貸主・借主双方が合意した場合に、存続期間を10年未満とすることが可能となれば、遊休地の有効活用につながると同時に、借主の事業ニーズにも応えることができる。</p>	日本経済団体連合会	法務省
2	3月22日	5月2日	建物表題登記における添付建物図面の様式規格の緩和(A3版サイズの容認)	<p>【具体的内容】 建物の表題登記申請の際に添付される建物図面について、A3版サイズの提出を容認すべきである。</p> <p>【提案理由】 建物の表題登記申請の際に添付する建物図面は、B4版サイズしか認められていないが、B4版サイズのみしか認めないことについて、合理的な理由を見いだせない。 本件に関する法務省の回答では、登記所が発効する証明書を作成するにあたり不都合が生じることを理由としているが、図面部分をB4版サイズ(残りは余白とする)等にすることによって、法務局において、証明部分を合わせてA3版サイズの証明書を作成することが可能である。</p>	日本経済団体連合会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
3	3月22日	5月2日	公有地の拡大の推進に関する法律の届出義務の見直し	<p>【具体的内容】 公有地の拡大の推進に関する法律の下で、一定規模以上の土地を有償譲渡する場合の都道府県知事または市長への届出義務を見直し、地方公共団体等の取得が想定しにくい地域は届出不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 公有地の拡大の推進に関する法律では、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的として、都市計画区域内(一部例外あり)の一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合に、その土地の所在及び面積、譲渡予定価格、譲り渡そうとする相手方その他の事項を都道府県知事(その土地が町村の区域内に存在する場合)や市長に届け出させることにより、公共施設等の整備のためにその土地の取得を必要とする地方公共団体等に、民間の取引に先立ち、土地の買取協議の機会を与えている。届出の対象となる土地は、都市計画施設等の区域で200㎡以上、都市計画施設等の区域以外の市街化区域で5,000㎡以上、上記以外の都市計画区域で10,000㎡以上となっている。</p> <p>ただし、都市計画法上の工業専用区域のように使用用途が限定されている区域などの中には、地方公共団体等が民間の取引と同等程度以上の条件で積極的に買取を希望することが考えにくい地域があり、そのような場合にも届出をして買取希望の地方公共団体等がない旨の通知を待つのは不経済である。事前に国や地方公共団体等が届出義務の適用除外地域を設定するなど届出不要とすれば、その地域についてはより簡素な手続で円滑・迅速な土地取引が可能となる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省
4	3月22日	7月9日	イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定	<p>【具体的内容】 自動車盗難対策として最も効果的であるイモビライザ(電子的なキーの照合による自動車盗難防止システム)を無効化する器具の所持を、業務その他正当な理由による場合を除いて、制限することにより、自動車の盗難防止を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 現状、イモビライザを無効化する機器の所持等を目的とした法令、規制はない。</p> <p>近年、自動車の盗難を防止するために車両に装備している「イモビライザ」の機能を無効化する器具を用いた盗難が増加し、反社会的勢力および不良外国人の資金源になっている。現在、何の規制もないためインターネット上で購入できる場合もあり、この器具が広く流通するに至っており、所持できること自体が問題となっている。また盗難車両を用いた二次犯罪も発生している。</p> <p>このような状況に対し、何ら対策を講じなければ、自動車盗難が増加し続け、消費者がイモビライザ装着車を選好したとしても自動車盗難に遭うことを防ぐことができない。</p> <p>住宅侵入犯罪が増加したときに、その対策として「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(いわゆるピッキング防止法)が制定したように、イモビライザを無効化する器具の所持等を法律で規制し、国民の財産を守る方を講じる必要がある。</p> <p>類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数が激減したと同様に、本要望の実現により、自動車盗難を激減させることが期待できる。また、反社会的勢力等の資金源を断つことにつながり、社会の安全・安心に寄与しうる。</p>	日本経済団体連合会	警察庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
5	3月22日	5月2日	インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止	<p>【具体的内容】 インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通を阻止するため、相手方確認の強化および申告義務違反に対する行政処分・罰則の規定を設けるべきである。</p> <p>【提案理由】 インターネットオークションを通じて盗品カーナビの流通を阻止するための規制、自主規制が存在していない。平成21年度に総合セキュリティ対策会議がまとめた報告書において、インターネットオークション事業者に対し「出品時のカーナビの製造番号の記載の義務化」、「製造番号に係る部分の画像の掲載の推奨」、「盗品と疑わしきカーナビの製造番号の検索可能化」などを行うことが望ましい旨記述され、一部のインターネット・オークション事業者においてはこれらの対策が実施されている。しかし、部品を目的とした盗難の2割以上がカーナビ被害であり(2011年警察庁統計データ)、被害件数は依然として多い状況にある。そのため、盗品カーナビの流通阻止を目的にインターネット事業者における出品者確認の強化および申告義務違反に対する出品者の行政処分・罰則の規定を設けるべきである。</p>	日本経済団体連合会	警察庁
6	3月22日	7月9日	「健康保険組合の規程変更届」の電子申請システムでの受付	<p>【具体的内容】 「健康保険組合の規程変更届」の電子申請システムでの受け付けを認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 健康保険組合の各種認可・届出については、その多くが、総務省が運営する行政ポータルサイト「e-gov」からの申請が可能となっている。現状は、組合規約については「認可」、「届出」どちらもe-govからの申請が可能である一方、規程については届出の申請メニューがサイト上に設けられておらず、変更の都度、紙ベースでの申請を行わざるを得ない。「e-gov」からの申請受付が認められた場合、事務の効率化が期待できる。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
7	3月22日	5月2日	官民連携による インフラ輸出の 推進	<p>【具体的内容】 増大する海外のインフラ需要に応えるためには、公的資金を有効活用した官民連携の推進が不可欠である。具体的には① ODA予算の増額、②円借款改革(グラントエレメントの拡大によるタイド化、ドル建て・現地通貨建てによる為替リスク低減施策、FS予算が変動した場合の柔軟な対応等)、③インフラ案件を対象とした無償資金協力の増額、④途上国における入札制度の整備への協力を要望する。</p> <p>【提案理由】 2010年の日本のODAの支出純額は、DAC加盟23カ国中第5位であるが、国民一人当たりの負担額は第18位、GNI比は第20位、贈与比率は第22位と低い水準にあるため、ODA予算を拡充すると共に、贈与比率を高めることが求められる。また日本のODAインフラ案件で、日本企業が受注しているのは、STEP円借款と無償がメインであり、アンタイド円借款や日本が拠出・出資する国際機関(ADB、世銀等)の案件の受注状況は芳しくない。タイド化の推進とインフラを対象とした無償資金協力の拡充により、高品質である本邦技術を輸出していくことが求められる。なお、途上国はどうしても価格評価のみで他国企業に発注する傾向にあるので、途上国の入札制度整備に関する技術支援を並行して実施することが急務である。</p>	日本経済団体連合会	外務省
8	3月22日	5月2日	無償資金協力の 見直しによる 官民連携の推 進	<p>【具体的内容】 産業分野への無償資金協力の提供を増やすことで、新興国の雇用創出、経済成長に貢献すべきである。これにより新興国の平和な互惠関係を構築すると共に、もの作り産業の復活など、わが国も利益を享受することが可能となる。</p> <p>【提案理由】 一般プロジェクト無償は基礎生活分野、教育分野において実施するプロジェクトが原則である。しかし、新興国が経済的な発展を遂げるためには、このような社会的インフラ整備に加え、工場建設などの雇用を創出する産業分野をも対象とすべきである。新興国において、日本企業の技術指導の下で日本製のキーパーツを使いながら付加価値をつけ、自国用/輸出用の最終製品を完成させるというメカニズムを構築することで経済成長を達成することができる。</p>	日本経済団体連合会	外務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
9	3月24日	5月2日	会社等の法人 設立時における 公証役場での 定款認証手続 の管轄廃止	<p>【具体的内容】 株式会社や一般社団・財団法人の設立時には、公証役場で定款の認証を受けることが必要とされている。この手続には、公証人法において、法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する法務局の所属公証人が取扱うという管轄規定が設けられているが、管轄を廃止し、全国どこでも公証役場でも定款認証を受けられるようにするべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、首都圏や関西圏を中心に都道府県境を超えた人の往来や経済活動は日常的に行われており、例えば居住地と勤務地が異なる都道府県であることはむしろ一般的である。このような社会状況の中、定款認証手続については、専門家である行政書士・司法書士・弁護士等の代理人に依頼されることが多いところ、公証人の管轄があるため、例えば東京都に事務所を有する代理人が埼玉県に設立される法人の定款認証手続の依頼を受けた場合、事務所の最寄りの公証役場ではなく、埼玉県内の公証役場まで出向かなければならない。同様に東京の会社から地方、例えば沖縄県に子会社を作る依頼を受けた場合、定款の認証を受けに沖縄県まで出向かなければならない。このような手間は、法人設立までにかかる期間が長くなるばかりか、時間と交通費がかさむ分、依頼者である国民が負担するコストが増加することにつながっている。法人設立のハードルやコストを引き下げ、起業を容易にしようという政策が種々行われているところ、このような非合理的な管轄規制を改め、迅速な手続を可能にするべきである。</p> <p>そもそも、公正証書の作成等、他の公証人業務については、このような管轄規制は存在しないところ、各法務局によって現地の事情にあわせて定款認証に関係してくる会社法や商業登記法の法令解釈が異なる等の事情があるわけでもない(あってはならない)のであるから、定款認証業務のみ管轄が定められていることの規制目的自体が不明確である。このようなデメリットはあれど、メリットが見あたらない規制は法律を改正して速やかに改め、迅速な行政手続を実現するべきである。</p>	個人	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
10	3月25日	7月9日	原動機付自転車1種(排気量50cc未満)の 時速30km制限の撤廃について	<p>[車種、道路交通面からの提案理由]</p> <p>1 現行の原付1種の販売車種は、時速30km制限を必要とするほど低い性能ではない。</p> <p>2 道路では、時速60km車両に常時追い越される状況なので、かえって危険性が増す。 常時接近状態での追い越しを余儀なくされ、わだちや砂が浮いているような道路状況、また強風など車体が不安定なケースになる場合が少なくはない。トラックなど、車体の大きな車両が原1を追い越す際に、風圧の影響で原1が不安定にある場合が有り、負圧により吸い込まれる可能性もある。</p> <p>3 事実上、二段階右折禁止交差点がかなりの箇所に存在し、右折レーンに車線変更する際に、時速60km制限速度の自動車と速度差がありすぎて、追突される危険性が高い。</p> <p>4 原動機付自転車で30km制限を厳守すると、かえってスムーズな交通の妨げとなる。日本の道路環境では大部分を占める、幅の狭い黄色中央線の道路では、それが顕著に表れる。中型自動車以上の車両だと、左端に停止したとしても、対面交通の状況によっては抜けない。</p> <p>5 原1で追い越されるときに、(個人的な経験からだが…)無理な追い越しをする四輪自動車が少なくなく、原1が邪魔だと言わんばかりに、かぶせてくるドライバーもいる。</p> <p>[生活・経済面からbの提案理由]</p> <p>原動機付自転車1種(排気量50cc未満)は、失業者、低所得者や生活保護世帯など「経済弱者にとっては有用な移動手段」である、生活の足として必要最低限の必需品だとも言える。インフレーターゲットによる物価高、消費税増税、資源・食料の高騰、国家を超えた競争の激化により、ますます格差は拡大するだろう。失業者が求職活動をするにも、時速30km制限が撤廃された原1があれば、かなり広範囲かつ自由に移動でき、就職支援、資格取得支援にもなる。失業者、低所得者、生活保護者は、燃費の良い原1で価格の安い店舗まで移動できれば、生活費を抑えることが出来る。消費増税、生活保護費支給額削減、物価高騰するも最低賃金増加見込めず…ならば、最低限、原1の規制を緩和し経済的に苦しい世帯を支援するべきである。義務をかし、義務を重くするわりに、権利は与えないというのは民主的ではない。原動機付自転車の時速30km規制緩和要望は、2000年代前半〜つい最近も国会で議論されており、総務省、国交省、警察庁、時の与野党ともわかりきっているはずである。</p>	個人	警察庁
11	3月27日	5月2日	行政書士法人の 設立要件緩和	<p>【具体的内容】 行政書士1名以上で行政書士法人が設立できるように要件を緩和するとともに、行政書士法人設立時の定款につき公証人の認証手続きを不要とすること。</p> <p>【提案理由】 行政書士法人は、会社法の「合名会社」を模している。合名会社は、社員1名以上で設立が可能であり、設立時の定款につき公証人の認証手続きも不要である。なお、弁護士法人は社員1人の法人が認められている。また、行政書士は業として株式会社、持分会社、その他の法人の定款作成(代理)に携わっており、定款作成に精通していることから公証人の認証手続きは不要である。</p>	個人	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の所管官庁
12	3月27日	7月9日	車庫規制の緩和	<p>【具体的内容】 車庫の場所について、所有者の自宅や営業所から2Km以内という距離制限の撤廃。また、利用した車を15日以内に車庫登録場所に返還する義務付けの撤廃。要は、どこかに車庫を確保し、車検時に登録の都道府県に税を納めれば良いこととする。</p> <p>【提案理由】 レンタカー事業者の場合、事業者が交通の便利な駅前にある場合が多いが、営業所から2Km以内の車庫を義務付けられることで車庫の選択肢が狭まり、コストが嵩む。また、利用された車を15日以内に車庫登録場所に返還することのコストが大きく、利用者にとって乗り捨て料金が嵩む要因となる。個人にとっても、休暇で自宅以外に長期滞在する場合には、法律違反になるなど不都合が生じる。 本法律の主たる目的は駐車違反の防止にあるが、放置自動車取締りの民間事業者の活用等で、その実効性が担保されていれば、民間に負担を課す、本規制の役割は終えたのではないかと。</p>	個人	警察庁
13	3月30日	7月9日	行政書士のワンストップ手続きの法改正で経済の高速化	<p>【具体的内容】 行政書士の登記手続きについて。 高齢化と経済の縮小化の時代に突入している日本で、昔からの法規が幅を利かして現存し、ワンストップ手続きのさまたげになっている、小泉総理時代が終わると規制改革がストップした、計画されたものも民主党政権が途中で中止させた、そのために国民は以前よりも不便になったまま放って置かれていたのが、法務局の登記手続きのことである、1、行政書士が法人の定款等を公証人役場で認証を受けた案件、2行政書士が遺産分割協議書等を作成した2案件はそれぞれほぼ98パーセント手続きが完了しているのに、登記申請の手続きが不可能なままでは政府の言うワンストップ手続きにならない</p> <p>【提案理由】 これは民主党が途中で法務省の圧力を受けそれを跳ね返すことができずに国民に不便をかけたまま現在に至っている問題だ。 しかし、今規制改革の中で改正をしなければ国民の不便さは解決せずわずらわしさとコスト高から解放されないまま国民は放って置かれることになる、この問題は小泉改革の時に法務省と総務省に日本行政書士連合会が改正法案を協議検討したが、規制緩和のことが尻すぼみとなったことから、ほったらかしにされていたのである。 国民は率いの低い行政書士に上記2種目の手続きを依頼しても、明らかにワンストップサービスを国から受けることが出来ないのである、しかも、高負担となって余計な出費が発生して家計にはマイナスで、手続きのスピード化を損なったままなので国民は踏んだり蹴ったり状態を脱出できていない。自民党はアヘノミクスを推進するために、規制改革を本腰を入れて取り組むと再開したのであるから、商業登記と相続登記のスピード化等を速め贈与と相続と経済のスピードを上げて、国民に寄与できるように行政書士法を改正していただきたい、TPP等に備えるためにも手続きの簡素化を急いで戴きたい。 今後も行政書士は国民のために寄与できるよう努力し、特に私は自民党を未成年の時から親父と一緒に応援をしてきている、実にその間が父子で70年となった、最近では大野副官房長官、現在は大塚拓衆議院議員が選挙区である、規制改革で行政書士にも陽があたっても良いのではないかと。</p>	個人	法総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
14	4月12日	5月2日	社会保険料の算出方法の変更	<p>健康保険料、厚生年金保険料を算出する際の標準報酬月額や定時決定(算定基礎届)・随時改定(月額変更届)による算出を廃止する。例えば、雇用保険料や賞与の保険料を算出する標準賞与額のように、実際に支払われた給与に対し料率を乗ずる方式に変更する。</p> <p>【提案理由】 【現状】 現行の方法では、過去に給与の誤支給があった際、過去に遡及して全ての月変・算定を見直した上で、保険料精算・紙の訂正届けを作成しなくてはならず、非常に非効率である。また、既退職者との精算も困難である。 第1回国民の声にて、今後、国民的議論を行いながら、新制度の具体的な制度設計を進めていく旨の回答が出されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。</p>	日本損害保険協会	厚生労働省
15	4月12日	5月2日	インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止	<p>インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止のための相手方確認の強化および申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度を設ける。</p> <p>【提案理由】 【現状】 平成21年度に総合セキュリティ対策会議がまとめた報告書の中ではインターネットオークション事業者に対し「出品時のカーナビの製造番号の記載の義務化」、「製造番号に係る部分の画像の掲載の推奨」、「盗品と疑わしきカーナビの製造番号の検索可能化」などを行うことが望ましい旨記述されているが対策は全業者で実施されていない状況である。</p> <p>【要望理由】 そのため、盗品カーナビの流通阻止を目的に相手方確認の強化および申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化について本格的に検討すべきと考える。 第1回国民の声にて、「事業者等の関係者が連携してインターネット・オークションにおける盗品カーナビの流通防止を図っていく」との回答を得ており、是非とも検討を進めていただきたい。</p>	日本損害保険協会	警察庁

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の所管官庁
16	4月12日	7月9日	イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定	<p>現状、自動車盗難対策として、最も効果的であるイモビライザ(電子的なキーの照合による自動車盗難防止システム)を無効化する器具を業務その他正当な理由による場合を除き、所持することなどを制限することにより、自動車の盗難防止等を図る。</p> <p>【提案理由】 【現状】 イモビライザを無効化する機器の所持等を目的とした法令、規制はない。</p> <p>【要望理由】 近年、自動車の盗難を防止するために車両に装備している「イモビライザ」の機能を無効化する器具を用いた盗難が増加し反社会的勢力および不良外国人の資金源になっている。現在何の規制もないためインターネット上で購入できるときもあり、この器具が広く流通するに至っており、所持できること自体が問題となっている。また盗難車両を用いた二次犯罪が発生している。このような状況に対し、何ら対策を講じなければ、自動車盗難が増加し続け、消費者がイモビライザ装着車を選好したとしても自動車盗難に遭うことを防ぎようがない。住宅侵入犯罪が増加したときに、その対策として「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(いわゆるピッキング防止法)が制定したように、イモビライザを無効化する器具の所持等を法律で規制し、国民の財産を守る方策を講じる必要がある。</p> <p>【実現時の効果】 類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数は激減したことと同様に、自動車盗難を激減させることができる。また、反社会的勢力および不良外国人の資金源を断つことができ、社会の安全・安心に寄与する。</p>	日本損害保険協会	警察庁
17	4月12日	5月2日	商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	<p>会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。</p> <p>【提案理由】 【現状】 過去に中央省庁OBを狙った殺傷事件が発生したが、企業トップもいつテロ行為の標的にならないとも限らない。こうした状況下、商業登記簿謄本で会社代表者の住所を誰でも取得できる状態を放置することは、このリスクを高めるのみならず、個人情報保護の風潮にも逆行するものである。</p> <p>【要望理由】 登記簿への住所記載の理由は、登記の真实性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過料制裁の通知のため等が考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者との利害関係を証明することで住所記載の証明書を取得できる、とすることで十分機能を果たせると考える。本件は、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)」において検討項目とされているので、是非とも検討を進めていただきたい。</p>	日本損害保険協会	法務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名)	制度の所管官庁
18	4月22日	6月6日	国際運転免許証	有効期間が1年とのことだが、日本国内での運転免許証残存有効期間と合わせるべきと考える。	個人	警察庁
19	4月23日	6月6日	消費者庁表示対策課のソーシャルゲーム業界に対する行政指導について	消費者庁表示対策課の事項名に対する行法姿勢・行動は甚だ問題であると考えている。昨年のゴールデンウィークの最中、同庁表示対策課から読売新聞にリークがあり、コンプガチャ(正式名称、コンプリートガチャ)が同法に対して違法であるとの報道がなされた。同庁同課は一昨年のソーシャルゲーム会社からコンプガチャの適法性に関して弁護士立ち合いのもと事前相談をして適法であるとの回答をしていながら、法律が変更になった訳ではないのに突然違法であるとした。その理由がユーザーから同サービスに対してクレームが増えたからという理由であった。行政は根拠法に基づいて行政執行をするはずであり、更に「行動」の適法性・内容によって判断すべきで、ユーザーからの「クレーム」で法律解釈を180度変更するのは法治国家の観点から適切な行動と判断であるか疑念が残る。また同庁同課はコンプガチャが現行法で違法であると断定しながら、その根拠が曖昧な為、読売新聞にリークした後に通達形式で「改正案」を制定して、コンプガチャを後になって「違法化」させた。 関連URL http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120518premiums_1.pdf 上記の様な手法は行政の恣意的な運用と言えないだろうか。信義則に反するような法律解釈は慎むべきであると考え。また、結論としては同サービスは多くのユーザーが支持していることもあり合法化すべきではないか。	個人	消費者庁
20	4月25日	6月6日	医療機器・医薬品の厚生労働省と農林水産省との管轄について	1. 医療機器・医薬品に関して、人間用に関しては厚生労働省、動物用に関しては農林水産省の管轄になっているが、実際は同じ物であっても、それぞれに別物として、それぞれの認可が必要になっている。アメリカ等では、FDAの一括管轄になっており、そもそも動物用医療機器という概念はないという事だが、日本で分かれている意味はあるのか？縦割り行政により無駄な出費と手間もかかると思うが、統一する事はできないか？ 2. 平成24年8月30日から薬事法施行規則の一部が改正され、製造販売業を取得するときの人的要件の資格要件が変わり、厚生労働省管轄の人間用の製造販売業は取得しやすくなったが、農林水産省では未だ適用されておらず、人間用より製造販売業の取得が難しくなっている。迅速なる情報の共有と対応は農林水産省では難しいのか。検討の程宜しく願いたい。	個人	農厚 林生 水産 省省
21	5月8日	6月6日	固定資産税の家屋評価補助業務の民間委託促進について	固定資産の課税対象である家屋の評価事務で補助的な事務については民間委託が可能とされている(平成19年3月30日、総務省自治税務局固定資産税課長通知)。民間委託することにより、自治体は、課税漏れ防止などによる公平性・公正性の確保、重要な施策の実現に向けた人材の有効活用など、行財政面におけるメリットがある。しかしながら、昭和25年固定資産税の創設以来、地方税法第405条に規定されている固定資産評価補助員(自治体の税務担当職員)が補助的業務も含めて評価事務全般を行っており、また、前述の通知が民間委託に対し消極的な書きぶりのため、補助的業務の民間委託が可能なことについて必ずしも自治体に理解されていないことや、自治体に民間委託に対する抵抗感(公権力の保持と説明責任の所在など規制緩和への理解不足)が存在することなどから、現状では十分に進んでいるとは言えない。官から民への規制改革の流れの中で、総務省から自治体に対し、固定資産税の家屋評価補助業務の民間委託の促進に関し、もっと積極的な通知の発出等の措置を図ってほしい。	(株)産研九州 (一社)日本 補償コンサル タレント協会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
22	5月15日	6月6日	消防ホース結合 差込金具の規格の統一	<p>消防用ホースに使う差込金具の規格が統一されていないことから、現在は各方式に対応させた消防機器(取水装置)を開発・製造しなければならず、ベンチャー企業にとっては負担も大きい。将来的には差込金具の仕様を統一すること。</p> <p>(注)消防車とホースの結合金具については、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令により、「ネジ式」と「差込式」を規定している。消火活動の迅速化・円滑化のため、全国の消防本部のほとんどで差込式を使用しているが、東京消防庁など5消防本部でネジ式を採用している。</p> <p>(注)消防組織法第45条の規定に基づき作成される「緊急消防支援隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」で、消防用ホースは口径65ミリのものを積載することが規定されているので、あとは結合方式が統一されれば、全ての消防車において同一の消防機器(取水装置)を使用できるようになる。</p>	日本商工会議所	総務省
23	5月15日	6月6日	高校新卒者の 就労促進のための 運転免許制度の見直し	<p>若年者雇用を拡大するため、高校新卒者が運送会社等ですぐに就業できるよう、運転免許制度を以下のとおり見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○タクシー等を運転できるよう、普通第二種運転免許取得の年齢制限(21歳以上、運転経歴3年以上)引き下げること。 ○保冷車など2t積載トラックであっても、保冷装置を装備すると総重量が5tを超えてしまい中型免許が必要となるケースが多いため、中型免許取得の年齢要件等(20歳以上、運転経歴2年以上)の引き下げ、もしくは普通自動車運転免許で運転可能な車両総重量の上限を「6.5t未満」に見直すこと。 <p>(注)普通自動車運転免許における車両総重量は現在5t未満である。</p> <p>保冷車などは保冷装置を装備すると総重量が5tを超え中型車に該当するケースが多くなっている。</p> <p>(注)(公財)全日本トラック協会のデータによると、「積載量2tクラス」の車両であっても、ハイブリッド仕様やCNG(天然ガス)仕様、また保冷装置等を装備することにより、総重量5t超の車両が増加してきている。同協会が(一財)自動車検査登録情報協会の保有台数統計(平成22年3月現在)をもとに作成した資料によると、「積載量2tクラス」の営業用車両のうち、5～6.5tが全体の約55%を占めている(5t未満が約43%、6.5トン超が約2%)。</p>	日本商工会議所	警察庁
24	5月15日	6月6日	補助金・委託費の 複数年化等の 制度および運用の見直し	<p>補助金・委託費の効果を最大限に引き出すため、複数年化、申請書類等の簡素化、手続きの迅速化等を図ること。また、補助金・委託費を活用して事業を行う者が、不足する資金を金融機関から借りやすくするため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)で禁止されている補助金で取得した施設の担保規制を解除すること。</p> <p>(注)補助金適正化法第22条「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産※を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」</p> <p>※○不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋、浮ドック、およびその従物</p> <p>○機械及び重要な器具で各省各庁の長が定めるもの</p> <p>○その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの</p>	日本商工会議所	財務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の所管官庁
25	5月19日	6月6日	日本語学校の法的位置付けの明確化	<p>現在、文部科学省の見解では各種学校の設置母体に対する規制は無いが専門学校、各種学校の許認可権は地方自治体に任されているために、学校法人立でなければ各種学校として認可されない自治体が大半である。その歴史的背景から、もっぱら外国人に日本語を教える日本語学校の大半は株式会社立であったりして、その監督官庁が無いままに現在に到っている。留学生10万人計画の開始時には「上海事件」に見られる外交問題も起き、その様な問題を防止し、日本語教育の質的向上を目指して財団法人日本語教育振興協会が発足した事は既に遠い過去になりつつある。*参照:「留学生数の変遷と入管施策から見る留学生10万人計画」2010年5月の「事業仕分け」によって、文部、法務、外務省共管の財団法人日本語教育振興協会の審査認定事業が法律的な立て付けが悪いと言う理由で「ここは一旦、法的により明確な制度に改めるべき」との趣旨で廃止されて以降、法的にも、明確な制度になっていない。今までは財団法人日本語教育振興協会が日本語学校の審査認定事業を任されていた関係上、監督官庁が存在しなくても、設置母体に関係なく、日本語学校の教育、経営、学生指導面等、情報共有が行われると共に、認定更新事業によって活動実態の把握も行われていた。しかし、審査認定事業が廃止された事で設置母体の違いにより同じ「留学」資格を持つ日本語学校留学生の扱いに区別が存在する事が鮮明になって来ている。法的な位置付けの明確化により、サーズ、鳥インフルエンザ、結核感染、関西・東日本大震災等様々な天災が起きた時の的確な行政からの情報提供や海外から活力ある留学生招致を行える仕組みが出来る事は、政府が取り組む高度人材受入や留学生30万人計画に好影響を地域にもたらすと考えられる。日本全国で約400校の日本語学校から70%以上の留学生が大学等高等教育機関へ進学するだけでなく、国内企業や海外日系企業への就職、EPAを始めとする介護、看護師など広範な外国人への日本語コミュニケーション教育を行う教育機関として、重要性を増す日本語学校の「法的な位置付け」は明確にされるべきと考える。その為にも、地方自治体に対して政府として統一的な指針を示して頂き成長戦略に沿う為の規制緩和をお願いする次第である。</p>	I.C.NAGOYA (株)エヌ・アイ・エス	文部科学省
26	6月10日	7月11日	道路使用許可証の携帯義務の見直し(コピー所持の容認)	<p>道路工事の現場において携帯する道路使用許可証は、原本でなくコピーでもよいこととし、その旨を周知すべきである。</p> <p>【提案理由】 道路使用許可証は、道路工事の現場で原本を携帯することとされている。しかし、1の道路使用許可に対し、複数班が異なる場所で工事に従事する場合もあり、現場で求められたときに直ちに原本を提示できるとは限らない。しかし、第三者から「原本所有していない」と指摘されてトラブルになることがある。警察からも「原本保管が前提」との認識を示されているが、実運用上、原本を携帯することができない場合もあるため、ルールを見直していただきたい。</p>	民間企業	警察庁
27	6月10日	7月11日	労災保険関係成立票の大きさに関する制限の緩和	<p>労災保険関係成立票の大きさについて、建設業許可票と同じ「25cm×35cm以上」とすべきである。</p> <p>【提案理由】 通信建設工事の現場に掲示する建設業許可票と労災保険関係成立票の大きさは、いずれも「40cm×50cm以上」と定められていたが、建設業許可票のみ平成23年に「25cm×35cm以上」で良いこととされた。このサイズはA3版1枚に収まるので事業所で容易に作成可能であり、事業者の負担が軽減された。労災保険関係成立票についても同様の扱いとしてほしい。</p>	民間企業	厚生労働省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省 庁への 検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体 名 (会社名・ 団体名)	制度 の 所管 官庁
28	6月10日	8月1日	<p>公衆の立ち入らない場所での建設業許可票・労災保険関係成立票の掲示義務の緩和</p>	<p>建設業許可票および労災保険関係成立票の掲示義務に関して、狭くて掲示場所が確保できない場所や、公衆の目に触れない場所での工事については、掲示を義務とせず、いつでも参照可能な状態で保管していればよいこととする等、緩和を検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 通信建設工事の現場には、建設業許可票(建設業法第40条)と労災保険関係成立票(労働安全衛生法第77条)の掲示義務があるが、マンションの屋上やEPS室など、狭くて掲示場所が確保できない場所や、公衆の目に触れない場所などでの工事は、無理に掲示させる必要はないのではないか。</p>	民間企業	国 厚 生 交 通 省